



預けて安心!



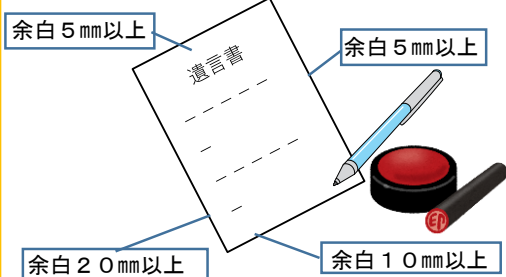
自筆証書遺言書保管制度

～法務局において遺言書を預かる制度です～

ステップ1

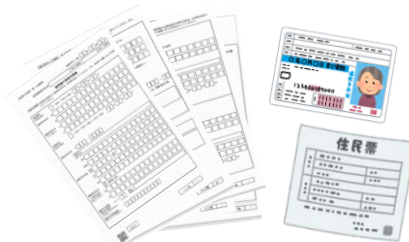
遺言書を書く

※A4片面に自書



ステップ2

申請書を作成する
添付書類を準備する



手数料3,900円

マイナンバーカード
運転免許証等

本籍・筆頭者
の記載のある
住民票

ステップ3

予約する

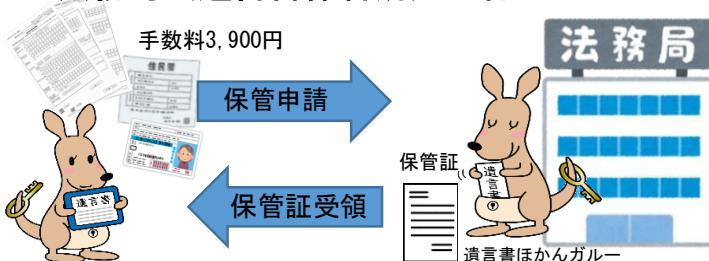
電話またはインターネットで予約



法務局手続案内
予約サービス

ステップ4

法務局（遺言書保管所）に行く



ご自身の大切な財産や想いを未来に託すために・・・、ぜひ本制度をご利用ください

利用者の声

「法務局が預かってくれるから安心」「手数料が安い」「気軽に利用できる」
「自分の死後に、自分が指定した人に遺言書があることを通知してもらえる」

詳しく知りたい方は

法務省ホームページ または お近くの法務局まで、



法務省HP

自筆証書遺言書保管制度



お気軽にお問い合わせください。

〒501-4235

郡上市八幡町有坂1209番地の2

岐阜地方法務局八幡支局 TEL 0575 - 67 - 1411



あなたの思い、遺言書 で 大切な人に残してみませんか？

例えば・・・

遺言書

遺言者 法務太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者名義の預貯金その他一切の財産を、遺言者の長女法務真理（昭和〇年〇月〇日生）長男法務一郎（昭和〇年〇月〇日生）及び二女法務ひろみ（昭和〇年〇月〇日生）に各3分の1の割合で相続させる。

2 付言

真理、一郎、ひろみ

みんながまだ小さかった頃、仕事仕事で、かまっていられなかったけど、疲れて帰っても、3人の寝顔を見ていたら、明日も頑張ろうと思えました。今でもあの頃の事を思い出して、とても幸せな気持ちになります。お母さんと結婚できて、真理、一郎、ひろみが、お父さんの子どもに生まれてきてくれてお父さんは幸せでした。

みんなの人生が幸多きことを願っています。これからも、きょうだい仲良くね。
今までありがとう。

令和8年4月3日

岐阜県岐阜市〇〇町〇丁目〇番〇号 法務太郎

法
務

※遺言事項について

財産を誰にどう残すかなど、法的に効果を持たせる事項を記載します。相続人以外の方に財産を残す場合には「〇〇（住所・氏名）に〇〇を遺贈する」などと記載します。

ほかにも、遺言執行者の指定など、遺言することができます。

※付言事項について

法的効果はありませんが、感謝の気持ちを伝えたり、想いを伝えたりすることができます。

例えば、相続人以外の方への遺贈について、「お父さんは、・・・と考えて、〇〇に遺贈することにしたので、家族は、お父さんの気持ちをわかってほしい。」など、自分の願いを書くこともできます。

遺言書の内容について相談したい場合は、まずは、弁護士、司法書士等の専門家に相談されることをお勧めします。法務局では、遺言書の内容に関するご相談には応じられません。

あなたの思い



岐阜地方法務局八幡支局